

標準的医療情報システムに関する検討会の開催について（案）

令和元年 月 日
次世代医療 I C T 基盤協議会決定

1. 電子カルテをはじめとする医療情報システムの標準的なあり方を明らかにすることにより、医療の質・効率性や患者・国民の利便性向上、臨床研究等の研究開発、産業競争力の強化、社会保障のコストの効率化の実現を図るため、次世代医療 I C T 基盤協議会のもとに、標準的医療情報システムに関する検討会（以下、「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。
3. 検討会の庶務は、厚生労働省の協力の下、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
4. 検討会の議事は原則として非公開とする。
5. 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別 紙)

次世代医療 I C T 基盤協議会
標準的医療情報システムに関する検討会 構成員

座 長	山本 隆一	医療情報標準化推進 (HELICS) 協議会会長
構 成 員	齋藤 洋平	フューチャー株式会社取締役
	杉浦 隆幸	合同会社エルプラス代表者 日本ハッカー協会代表理事
	松村 泰志	大阪大学大学院医学系研究科 情報統合医学講座教授
	矢作 尚久	社会保険診療報酬支払基金特別技術顧問 慶應義塾大学 政策・メディア研究科准教授
関係府省	内閣官房健康・医療戦略室 総務省情報流通行政局情報流通振興課 厚生労働省医政局研究開発振興課 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課	